よ く あ る 質 問

Ｑ１　利用している（予定の）施設が「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」の交付を受けているかわかりません。どのように確認できますか。

Ａ１　「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」は各都道府県が交付しています。証明書の交付状況は、施設が所在する各都道府県のホームページにてご確認ください。中央区内の施設であれば、東京都のホームページで確認することができます。

なお、児童相談所を設置している区または市に所在する保育施設等へは、各区市で証明書を交付しています。

Ｑ２　利用施設が月の途中から「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」の交付を受けました。いつから補助金の対象になりますか。

Ａ２　証明書の交付を受けた日が属する月から補助の対象になります。

Ｑ３　利用している（予定の）施設が「自治体による確認」を受けている施設かわかりません。どのように確認できますか。

Ａ３　施設の所在する区市町村のホームページなどで確認することができます。

Ｑ４　補助を受けている途中で仕事をやめた場合はどうなりますか。

Ａ４　**仕事をやめた場合は補助対象外**になります。他の「保育を必要とする事由」に切り替える場合は、「中央区認可外保育施設保育料補助金申請内容変更届」および５ページの必要書類をご提出ください。

Ｑ５　中央区への転入・転出や、施設への入所・退所が月途中の場合、補助金の対象期間はどうなりますか。

Ａ５　補助対象となる期間は以下のとおりです。

状況	日付	対象月
・区内への転入日 ・施設への入所日	１日	当月から対象
	２日以降	翌月から対象
区外への転出日	１日	前月まで対象
	２日以降	当月まで対象
施設の退所日	１日	当月まで対象（保育料を支払った場合に限る。）
	２日以降	

Ｑ６　提出日を過ぎてしまいました。補助金の申請はできますか。

Ａ６　年度の最終提出期限までは申請できます。必要書類をご提出ください。**ただし、最終提出期限の時点で書類に不備がある場合は、補助金は交付されません。なるべくお早めにご提出ください。**

Ｑ７　育児休業中でも補助を受けられる場合はありますか。

Ａ７　あります。補助対象児童（上の子）が認可外保育施設を継続的に利用しており、「施設の利用開始日」が「育児休業の対象となる児童（下の子）」の産前産後休暇・育児休業開始日より前※の場合、**下の子が１歳に達する年度の末日まで**補助対象となります。

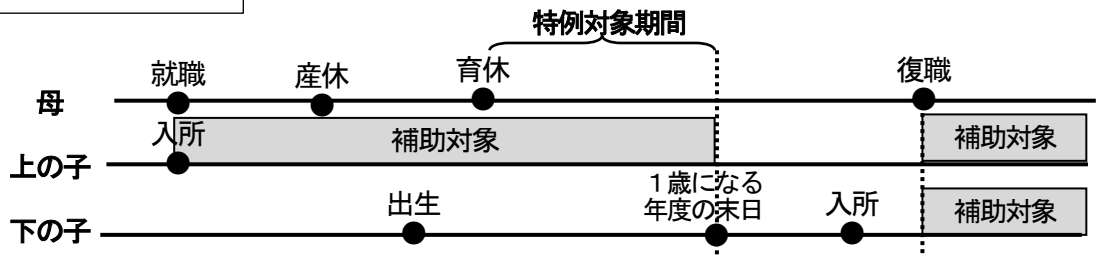
なお、令和８年１０月以降は、下の子の年齢に関わらず、**保護者の育児休業が終了する日まで**補助対象となります。

復職後は、復職月中に「中央区認可外保育施設保育料補助金申請内容変更届」および復職日が記載された就労証明書をご提出ください。なお、育児休業中に保育を必要とする事由を変更する場合は、区にお問い合わせください。

※　産前産後休暇を伴う育児休業である場合は産前産後休暇開始日より前、伴わない育児休業の場合は育児休業開始日より前であることが条件となります。

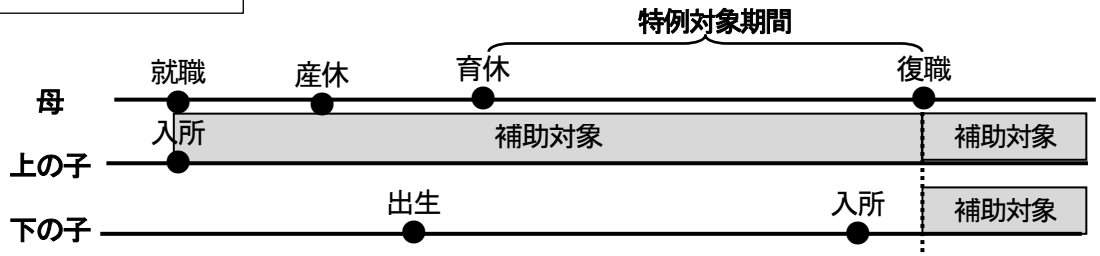
※　産前産後休暇開始日は、出産日の２カ月前の月の初日とみなします。

令和８年９月まで



◎　下の子が令和７年９月１日生まれの場合、上の子については令和９年３月３１日まで補助対象。

令和８年１０月から



◎　下の子の年齢に関わらず、保護者の育児休業が終了する日まで補助対象。

⚠　虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けた場合は、補助金を返還していただきます。

問い合わせ先・郵送先
中央区福祉保健部保育課保育給付係
〒１０４―８４０４　東京都中央区築地一丁目１番１号
電話：０３（３５４６）５４２２